

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市若松区大字修多羅及び山ノ堂町地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業7・7・52号JR九州筑豊本線側道2号線

3 事業施行期間

平成22年7月21日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市八幡西区折尾四丁目及び堀川町地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業7・7・53号JR九州筑豊本線側道3号線

3 事業施行期間

平成22年7月21日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市八幡西区堀川町及び折尾五丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・4・199号折尾南北線

3 事業施行期間

平成22年7月21日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市八幡西区光明二丁目及び丸尾町地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・4・200号折尾東西線

3 事業施行期間

平成22年7月21日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市八幡西区北鷹見町、南鷹見町及び東折尾町地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・5・203号折尾堀川町線

3 事業施行期間

平成22年7月21日から平成27年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

北九州市八幡西区堀川町及び折尾四丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1212号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字尾倉字小源寺3995 - 8 及び3996 - 3 並びに大字新津字石走り1504 - 76

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字新津1441番地42

北原 建樹

福岡県告示第1213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー筑後ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県筑後市大字山ノ井字扇田737番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1214号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ミスターマックス春日ショッピングセンター
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水205番1の一部 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1215号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ホームプラザナフコ春日原店
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水205番1の一部 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1216号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ケーズデンキ春日店
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水205番1の一部 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1217号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ホームプラザナフコ春日原店
- (2) 所在地 福岡県春日市下白水205番地1の一部 外

2 意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

現在、当該地区の交通渋滞の問題は既に起きており、新たな「大規模小売店舗」の出店は、なお一層の交通渋滞を招く恐れがあります。閲覧した当該内容での、建

設当事者（開発者）による調査では、「調査の数値」は基準内との説明であります
が、その調査内容は甚だ疑問があり、第三者機関による再調査が必要だと考えます

- 。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - (4) 防災・防犯対策への協力
意見なし
 - (5) 騒音の発生に係る事項
意見なし
 - (6) 廃棄物に係る事項等
意見なし
 - (7) 街並みづくり等への配慮等
意見なし
 - (8) その他
 - ア 当該店舗が撤退したときの跡地の原状回復について
 - イ 当該店舗による地域の個人商店への影響について

福岡県告示第1218号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称（仮称） ケーズデンキ春日店

(2) 所在地 福岡県春日市下白水205番地1の一部 外

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

現在、当該地区の交通渋滞の問題は既に起きており、新たな「大規模小売店舗」の出店は、なお一層の交通渋滞を招く恐れがあります。閲覧した当該内容での、建設当事者（開発者）による調査では、「調査の数値」は基準内との説明であります
が、その調査内容は甚だ疑問があり、第三者機関による再調査が必要だと考えます

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(8) その他

ア 当該店舗が撤退したときの跡地の原状回復について

イ 当該店舗による地域の個人商店への影響について

福岡県告示第1219号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市岩崎字下大坪350番1、351番1、353番、354番1、355番1及び356番並びに355番2の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女市岩崎308 - 1

株式会社 磐井製茶 代表取締役 古川 正二郎

福岡県告示第1220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚 県 道		鯨 田 停 車 場 線 有 井	前	飯塚市鯨田1776番3先から 飯塚市鯨田1777番1先まで	5.3 ~ 7.1	22.9
			後	同上	7.2 ~ 9.7	22.9
飯 塚 県 道		下 山 田 確 井 線	前	嘉麻市下山田834番3先から 嘉麻市牛隈1672番1先まで	6.2 ~ 41.4	1,205.0
			前	同上	14.4 ~ 53.5	1,200.0

			後	同上	6.2 ~ 41.4	1,205.0
			後	同上	14.4 ~ 53.5	1,200.0

福岡県告示第1221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年7月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯 塚	下 山 田 確 井 線	嘉麻市牛隈1717番27先から 嘉麻市牛隈1672番1先まで

福岡県告示第1222号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成22年7月5日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称

特定非営利活動法人福岡コアラ

(2) 代表者の氏名

荒川 泰寛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市西区今宿東 1 丁目16番17 - 501号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に地域の高齢者、障害者、病弱者に対し、介護保険法に基づく地域密着型サービスをはじめとした各種事業、利用者及びその家族の日常生活のための支援に関する事業等を行い、利用者が豊かな人間性を維持し、安全で安心した生活を送ることができるように支援していくことで、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1223号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡地域福祉サービス協会

(2) 代表者の氏名

深野 カツヨ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区千代 4 丁目29番32号前田ビル 4 F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、虚弱や寝たきり、疾病などにより社会的援助が必要な高齢者及びそ

他の人に対するホームヘルプサービスその他の福祉サービスの提供及び教育研修事業等をおこない、また障害者が安心して福祉サービスを利用できるように障害者自立支援法に基づく各種の事業をおこなう。それを通じて、人間らしく生きる権利を守り、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1224号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 イデア九州・アジア

(2) 代表者の氏名

井手 修身

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区天神 4 丁目 2 番36号

(4) 定款に記載された目的

まちづくり、人づくりに係る異業種交流会「イデア塾」を基に、九州・アジア圏域の集客・交流サービスの産業創出のしくみづくりと人材育成を行う中間支援組織の役割を担うことを目的とする。特に、福岡の自然・伝統・文化や街資源と達人やガイドなどの人的資源を活用した集客・交流サービス産業創出のプラットフォーム（P F）＝福岡の滞在・回遊・体験見本市を創り出し、参加者（来街者、地域住民）への福岡の新しい魅力を提供して、滞在・回遊を促進する。また地域側では、交流・まちづくり活動、コミュニティ・ビジネス、社会的企業の振興を促進していく。

福岡県告示第1225号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第23条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人まちのカルシウム工房

(2) 代表者の氏名

竹内 裕子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区用勺町16番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会の人々とともに、豊かで文化的な新しい価値観の社会の実現を図るために、これからのまちづくりについて市民が考え、実行していく機会を創出する活動、都市形成に必要な専門技術を地域社会に提供する活動を行い、まちを構成する子どもから高齢者まで参加できる実践プログラムの開発から実施までを行い、社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1226号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人生活支援館「パートナー」

(2) 代表者の氏名

樫本 勝美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区下到津4丁目6番4号

(4) 定款に記載された目的

本会は、高齢者や障害者及びその家族の生活支援に関連する総合的事業を行うことにより、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。更に福祉事業に関わる市民を対象に、人材育成を推進し、相談、助言を行い、成熟した福祉社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1227号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州テクノサポート

(2) 代表者の氏名

小川 勝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区中原新町2番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、経験豊かで豊富な知識・技術を備えたシニア世代を社会の貴重な人材・人的資源として捉えその活力をもって、地域住民及び地域の企業、公私の組織・機関に対して、経営、技術開発、IT化、環境保全、新規事業の創出等に関する調査、教育、指導、連携促進及び政策提言活動などまちづくりの根幹に関する事業を行い、北九州の再生と活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1228号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人サポートステーションちくぜん

(2) 代表者の氏名

畑 雄一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県鞍手郡鞍手町中山2377番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、福岡県鞍手郡鞍手町の地域の方々及び会員同士の相互協力と連帯融和、関係機関との連携を図りながら、要介護、要支援認定を受けられていないに関係なく、介護や支援を必要としている、または望んでいる高齢者の方、身体障害者の方への福祉サービスと視覚障害を持つ三療師も機能訓練士として参加することができる施設を運営し、弱者が弱者を支え合う新しいボランティアの形を実践していく。また、身体障害者の身体機能に合わせた就職に関する相談や技術能力開発

、就職準備プランの作成も行い、視覚障害者に対しては、就職及び開業に関する相談や実務・ビジネスマナーの指導、生涯教育（技術指導）セミナーを行っていくことで、明るい地域社会づくり、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1229号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州あいの会

(2) 代表者の氏名

春田 信恵

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区八千代町12番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者、困難を抱えている市民に対して、お互いに助け合う精神で、介護支援や家事援助などの在宅福祉サービスに関する事業である「たすけあい」活動を行い、地域社会を豊かで住みよくなる自主的な福祉活動を通して、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1230号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人通院介護センター「さわやか」

(2) 代表者の氏名

山田 浩美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡東区春の町二丁目3番27号 済生会八幡総合病院事務棟内

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、内部障害者及び難病患者に対して、通院介護サービスに関する事業などを行い、内部障害者、難病患者の社会的入院の解消及び日常生活の質の向上に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障害者、難病患者及び移動困難者に対して、移送サービスに関する事業などを行い、障害者、難病患者及び移動困難者の社会的入院の解消及び日常生活の質の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1231号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人海洋環境保全協会

(2) 代表者の氏名

丹 康弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市八幡西区御開三丁目8番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、海洋保全に興味・関心を持つ人々に対して、海洋保全に関連する普及啓発、調査研究開発及び人材の育成等に関する事業を行い、人々の海洋環境への意識・興味の向上、わが国の海洋科学技術の発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1232号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年7月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人しののめ（東雲）会

(2) 代表者の氏名

吉永 洋一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿87番地9

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で介護が必要な高齢者、その他支援を必要とする人々に対して

、地域にねぎし、まごころのこもった助け合い及び介護保険法に基づく訪問介護サービス事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

福岡県立北九州勤労青少年文化センターの指定管理者を次のとおり募集します。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	北九州市小倉北区井堀5丁目1番3号

2 予定される指定の期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の条件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの条件）をすべて満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからキまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争

入札について指名留保又は指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法（平成17年法律第86号）等の規定に基づく法人の清算の終了に至っていない者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(3) グループで参加する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 福岡県立北九州勤労青少年文化センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) センターの利用料金の徴収に関する業務
- (3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務
- (4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他知事がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成22年7月21日（水）から平成22年9月17日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成22年9月17日（金）まで（ただし、県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成22年8月4日（水）午後2時00分から午後4時00分まで

イ 場所

福岡県立北九州勤労青少年文化センター（北九州市小倉北区井堀5丁目1番3号）

7 その他

県は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問い合わせ先

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県福祉労働部労働局労働政策課労働福祉係

電話 092 - 643 - 3587 ファクシミリ 092 - 643 - 3588

e-mail rosei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年7月21日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成22年7月6日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 松本建設	朝倉郡筑前町依井1409 - 3	竹内 兼弘	平成22年6月18日 福岡県知事許可（特 - 22） 第57922号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行

の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成22年7月20日から平成22年7月26日までの7日間

4 処分の原因となった事実

有限会社松本建設は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。